

被災者生活再建支援金制度について

担当 建設課

住宅（別荘は非該当）に多大な被害を受けた方を対象に、生活の再建等に関して支援金が支給されます。

住宅被害調査の結果が、「全壊」「大規模半壊」の認定となった世帯が対象となっています。（り災証明に記載されています。）

なお、支給金の額は、世帯の住宅再建の意向等により異なります。

○対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅を大規模に補修しなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

ウ アパートの取り壊しにより、立ち退きを余儀なくされた世帯

※大規模半壊又は半壊の被害を受け、住宅の倒壊による危険防止や、住宅の補修費が新築住宅並みとなるなどの理由で、やむを得ず住宅を取り壊す世帯については、全壊同様の扱いとなります。

○生活再建支援金は、下記のとおりです。

区 分		基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 ①+②
世帯員が 複数の世 帯	全 壊	100 万円	建設・購入 200 万円	300 万円
		100 万円	補修 100 万円	200 万円
		100 万円	住宅の賃借 50 万円	150 万円
	大規模 半壊	50 万円	建設・購入 200 万円	250 万円
		50 万円	補修 100 万円	150 万円
		50 万円	住宅の賃借 50 万円	100 万円

※ 単身世帯は、上記金額の3/4の額です。

○申請に必要な書類等

ア り災証明書1通（1階 税務課発行）

イ 住民票1通（1階 住民生活課発行）

※世帯全員の続柄を記載したもの

ウ 世帯主の預金通帳のコピー（名義人フリガナ記載の箇所）

※農協・ゆうちょ銀行も可

エ 住宅建設・購入又は補修、賃貸契約書のコピー

○申請期限

基礎支援金は、被災から13ヶ月、加算支援金は被災から37ヶ月以内の申請となっています。

お問い合わせ 建設課 ☎72-6907